



議案第112号

鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合を組織する
地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、昭和43年4月1日から米子市に
合併のため廃止された伯仙町を鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合を組織す
る地方公共団体から除くため同組合の規約を次のとおり変更する。

昭和43年12月21日提出

鳥取県米伯郡三朝町長坂出雅己

昭和43年12月21日 第112号 議決

鳥取県知事 矢野秀雄

鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合規約の
一部を改正する規約

鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合規約の一部を次のように改正する。
別表第1及び別表第2中「伯仙町」を削る。

附 則

この規約は、知事の許可を得た日から施行し、昭和43年4月1日から適用
する。